

○広島国際大学復学規定

1998年2月5日

広学内008

改正 2021年3月24日

(趣旨)

第1条 この規定は、広島国際大学学則第34条に定める復学について、必要な事項を定める。

(復学手続)

第2条 復学を希望する者は、所定の申請書に復学できることを証明する書類を添えて、教育・学生支援機構を経て所属学部長に願い出なければならない。

2 復学申請書の受付期間は、学部長が別に定める。

(復学時期)

第3条 復学の時期は、前期または後期の始めとする。

(復学許可)

第4条 復学は、所属学部長が許可する。

(復学年次)

第5条 復学を許可された者は、休学したときの年次に復する。

(規定の改廃)

第6条 この規定の改廃は、大学・大学院運営会議および各教授会の意見を聴き、学長が行う。

付 則

1 この規定は、1998年4月1日から施行する。

2 この改正規定は、2021年4月1日から施行する。